

マネジメントリポート

2006年 4月

今回のテーマ： 役員賞与は費用処理へ一本化

2005年11月29日に企業会計基準委員会（ASBJ）から役員賞与に関する会計基準が公表され、会社法の施行後は、役員賞与は費用処理に一本化されることになりました。

従来、我が国においては、役員報酬は発生時に費用とし、一方、役員賞与は利益処分により未処分利益の減少とする会計処理が一般的でした。

1 今回の改正内容

	現在	会社法の施行後
規制基礎法令	旧商法	会社法
会計基準/適用指針	「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第13号）	役員賞与に関する会計基準（企業会計基準第4号）
役員賞与の会計処理の考え方	【原則】発生した会計期間の費用 【例外】当面の間、費用処理しない(=利益処分処理)ことも認める。 旧商法上、原則/例外とも株主総会決議がなければ、役員賞与の会計処理ができない。 大部分の会社が、従来の慣行である例外処理を採用	発生した会計期間の費用処理へ一本化 会社法上、役員賞与は役員報酬と区別なく、職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益(=会社から見ると費用)として明確に整理され(会社法361条)、同一の手続により支給される。

2 役員賞与の具体的処理方法

- 当事業年度に係る役員賞与を期末後に開催される株主総会の決議事項とする場合(=定款に報酬等に関する一定の事項を定めていないとき)は、当該決議事項とする額又はその見込み額(当事業年度の職務執行に係る額に限る)を引当金に計上します。中間財務諸表における役員賞与の会計処理も、期末財務諸表と原則同様です。
- 当会計基準の適用に伴い、役員賞与を新たに費用として会計処理することとなった場合には、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取扱います。

3 適用時期

会社法施行日(2006年5月1日に決定)以後終了する事業年度の中間会計期間(当該事業年度に係る株主総会で決議される役員賞与)から適用します。

お見逃しなく!

法人税法上、いわゆる定期定額要件から一般的に役員賞与の損金算入は不可とされ、業績連動型報酬も原則として損金算入不可とされてきました。

平成18年度税制改正により、損金とされる役員給与の要件が緩和され、あらかじめ所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する役員給与(業績非連動型に限る)や、業績連動型報酬で透明性・適正性を担保するための所用の厳格な要件を満たすものも損金算入が認められるとされており、税法上も役員賞与は費用との考えにより近づくこととなります。